

2024年4月18日

～長年の実績とブランド力の高さを特許庁が認定～
**味の素(株)「丸鶏がらスープ™」のロゴが
発売30年目で登録商標に**

味の素株式会社(社長：藤江 太郎 本社：東京都中央区)は、当社の調味料「丸鶏がらスープ™」のロゴが、この度特許庁から商標登録の認定を受け、登録商標となったことをお知らせします。

当社は1994年に、鶏肉とがらをじっくり煮出した本格的な鶏がらスープの素「丸鶏がらスープ™」を発売しました。その後現在まで30年間にわたる積極的なマーケティング活動と継続的な品質改良によって多くのお客様にご愛用いただき、がらスープ市場においてトップシェア※を持つ、当社の基幹ブランドの一つとなりました。

そこで当社は、「丸鶏がらスープ™」のロゴ（以下「本商標」）について2021年に商標登録出願を行いましたが、この度特許庁による審判を経て、発売30周年を迎える2024年2月6日付で以下の内容により認定され、登録商標となりました。

※出典：インテージ SRI+ がらスープ市場 2023年1月～2023年12月 累計販売金額

**丸鶏
がらスープ®**

商標登録第6776376号

専有権を受けた商品：鶏を使用してなる中華だし(調味料)

一般的な名称からなる商標は、商標としての識別力を持たないため、原則として商標登録の対象にはならず、ロゴであっても通常用いられる書体である場合は同様ですが、当該商標が生活者、取引者から特定のブランドであると認識されている場合には、例外的に登録が認められる場合があります。「丸鶏がらスープ™」には、全国で長期間広告・販促などのマーケティング活動を実施するとともに、継続的に商品を見直し、品質改良を行ってきた実績があることから、当社では、本商標は商標登録に当たって必要とされる高いブランド力を獲得したと判断し、出願を行いました。

出願後約2年半にわたる特許庁での審査・審判において、当社は、「丸鶏がらスープ™」の使用期間・商品の売上金額や広告・販促活動の実施状況、生活者に対するアンケート調査等を提示することにより、商標としてのブランド力の高さについて立証を試みました。その結果、本商標は、当社の商品を示す特定のブランドとして「我が国の需要者の間において、広く認識されている」(特許庁審決)との認定を受け、商標登録が認められました。

味の素グループは、中期ASV経営 2030ロードマップにおいて無形資産への投資強化を掲げており、知的財産はその一つに位置づけられています。当社グループは今後も、商品やサービスのブランドの社会的・経済的価値を向上させるため、各種の認定機関における周知著名性の立証と、知的財産権の確保に努めます。

■「丸鶏がらスープ™」概要

- (1)品名：「丸鶏がらスープ™」
- (2)特長：鶏肉とがらをじっくり煮出した、本格鶏がらスープの素です。あっさりとしているのにコクがある深い味わいなので、スープはもちろん、炒め物・和え物・鶏だしの鍋など、中華だけでなくあらゆる料理をおいしくします。味付けの際、少しもの足りないと感じた時にプラスしていただくのにぴったりです。
- (3)品種：50g袋、55g瓶、110g袋、200g袋、5gスティック5本入袋
- (4)価格：オープン価格
- (5)賞味期間：19カ月(常温未開封)
- (6)ブランドサイト：<https://www.ajinomoto.co.jp/chukadashi/marudori/>



55g瓶・50g袋

お客様向けお問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-68-8181

味の素グループは、“Eat Well, Live Well.”をコーポレートスローガンに、アミノサイエンス®で、人・社会・地球のWell-beingに貢献し、さらなる成長を実現してまいります。

味の素グループの2022年度の売上高は1兆3,591億円。世界36の国・地域に拠点を置き、商品を販売している国・地域は130以上にのぼります(2023年現在)。詳しくは、www.ajinomoto.co.jpをご覧ください。

本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先：[Pr_media](#)